

## 社会福祉法人尽誠福社会 役員等の報酬基準

(社会福祉法人尽誠福社会「定款」及び役員等の報酬及び費用弁償規程より抜粋)

【評議員】 定款 第2章 評議員 (評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、総額各年度1人あたり100,000円を超えない範囲で、評議員会出席の都度、1人10,000円(源泉税控除後)を支給する。

【役員】 定款 第4章 役員及び職員 (役員等の報酬等)

第21条 評議員会の定める総額の範囲内で、理事及び監事に対して、理事会及び審査等に出席の都度、1人10,000円(源泉税控除後)を支給する。

### 役員等の報酬及び費用弁償規程

(報酬の額)

第2条 役員及び評議員に対する報酬は、勤務実態に即して支給し、その地位のみに基づいては報酬は支給しない。

2 役員及び評議員に対する報酬は、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
評議員	100,000円
理事	120,000円
監事	120,000円